

★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。



1. 賃金台帳の虚偽記載で送検 (2025/12/15)

奈良・大淀労働基準監督署(羽山暁弘署長)は、賃金台帳に虚偽の労働時間を記載したとして、木材加工業の(有)亀井集成材(奈良県大淀町)と同社取締役を労働基準法第108条(賃金台帳)など違反の疑いで奈良地検に書類送検した。毎月の労働時間を1人につき数十時間過少に記載していた。同条は賃金台帳を「遅滞なく記入しなければならない」と定めている。同労基署は「虚偽記載の場合も記入すべき事項を正確に記入していないとして法違反になる」とした。違法残業などの疑いでも送検している。

2. 残業代に一部不払いで送検 (2025/12/22)

千葉労働基準監督署(工藤仁美署長)は、労働者11人に対して残業代の一部を支払わなかったとして、臨床検査業の(株)昭和メディカルサイエンス(東京都町田市)と同社総務課責任者を労働基準法第37条(時間外、休日及び深夜の割増賃金)違反の疑いで千葉地検に書類送検した。同社は固定残業代として「特別手当」などを1人当たり月10万~15万円ほど支給していたが、残業が多く、法定の額を下回っていた。基本給も最低賃金未満だったが、手当については「労使双方の認識から割増賃金と判断した」(同労基署)としている。

3. 令和8年度平均利率は9.9% (2026/1/12)

全国健康保険協会(協会けんぽ)の運営委員会は令和8年度の全国平均保険料率を現行の10.0%から0.1%引き下げ、9.9%にすると決めた。引下げは平成4年度以来34年ぶり。賃上げによる保険料収入の増加を加味した。被保険者1人当たりで年間約4000円(労使合計)の負担減となる。運営委員会では、使用者委員から引下げを歓迎する意見が出る一方、経済の伸びと医療費の伸びには時間差があるとして、給付の増加が見込まれるなかで引下げを決定することへの懸念の声も挙がった。

4. 所手当総支給額は1人平均5.5万円 (2026/01/12)

厚生労働省の「令和7年就労条件総合調査」によると、常用労働者の平均所定内賃金34万1800円のうち、諸手当の総額は5万4500円、全体に占める割合は15.9%だった。5年前の前回調査と比較すると、それぞれ2万2100円増、7000円増と伸びている。役付手当の支給対象者1人当たりの平均支給額は4万3500円、家族手当は1万7600円だった。30~99人の小企業では、役付手当の平均支給額が4万6900円で、9800円増加している。

★2026年改正・制度改正2★

2026年中小企業にとって重要な法改正・制度改正がたくさん!

2026年から変わる法改正や制度改正

1月	3月	4月	5月・7月・9月	10月・11月・12月	その他・2027年度まで
 電気・ガス料金補助  改正下請法(取選法)施行/手形払い禁止  改正労安法(災害報告)  協会けんぽ電子申請	 新幹線終電繰り上げ  切符  JR運賃値上げ(特定区間廃止)	 年金手帳 年金制度改正  「130万円の壁」判定変更  改正物流効率化法(第2弾)  省エネ基準引上げ  子育て支援金開始  自転車寄切符導入  NTT固定電話値上げ	 事業性融資推進法(5月)  薬機法改正(5月)  障害者雇用率2.7%(7月)  携帯番号060開放(7月)  EV識別表示(9月)	 カスハラ対策法(10月)  免税 免税リファンド方式(11月)  改正公益通報者保護法(12月)  EDR義務化(12月)	 労働基準法改正議論  蛍光灯廃止(2027年末)  自動捕獲式ばかり検定(2027年4月)

年金制度改正法が成立 在職老齢年金制度を見直し

支給停止となる収入基準額を、現在の50万円から62万円に引き上げます。この「62万円」という基準額は、年金を受給しつつ50代の平均的な賃金を得て継続的に働く者を念頭に置いて設定されています。

「130万円の壁」関連の被扶養者判定変更へ

社会保険の被扶養者認定で「130万円の壁」として受け止められていた収入基準の取り扱いが変わります。厚生労働省によると、被扶養者認定の予見可能性を高めるため、従来の「今後1年間の収入の見込み」ではなく、労働契約段階で見込まれる収入をもとに被扶養者の認定をする予定です。

子ども・子育て支援金制度が開始 負担額は月平均450円

こども家庭庁によると、子ども・子育て支援金制度とは、2026年度(令和8年度)に創設される、少子化対策の抜本的強化に向けた新たな財源確保の仕組みです。政府は、支援納付金対象費用に充てるため、2028年度までに段階的に導入します。目安として、2028年度における負担額は、健保組合で被保険者1人あたり約550円、国民健保で1世帯あたり約300円、後期高齢者制度で被保険者1人あたり約200円と見込んでいます。

以上の項目が2026年4月からの改正になります。

改正内容等についてお気軽にお問合わせ下さい。

ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第170回

長時間労働の医師による面接指導とは？

Q、一定の長時間労働を行った者には医師による面接指導が必要と聞きましたが、具体的にどのような労働者が対象となるのでしょうか？

A、対象となるのは、次の3つを満たす労働者です。

- ①時間外・休日労働が1ヵ月100時間を超えていること
- ②疲労の蓄積が認められること
- ③労働者が申し出ていること

時間外労働時間だけでなく、休日労働時間も対象となることに注意する必要があります。

労基法で定める労働時間の限度時間は、時間外労働時間が対象となるため、これを認識・把握している企業は多いと思いますが、面接指導制度の適用の際には、休日労働時間も加えて計算しなければならないということです。



あくまでも労働者の申し出によってですが会社の時間管理はしっかりする必要がありますね。

★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編 集 後 記 ・ ・ ・

年が明けましたね。今年はどうな年になるのでしょうか？

日経平均株価が最高値を示して、高市政権が衆議院解散を発表しました。世界情勢もアメリカすらも不安要因を醸し出しています。世の中は刻々と変化していきませんが地道に足元を見つめ注視していきたいものです。

・ ・ 発行・制作



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>